

パブリックコメント実施後の修正箇所について

町民からの意見はありませんでしたが、庁内事業計画検討会議の担当より指摘のあった部分について下記のとおり修正をしました。

〔修正1〕章構成の変更

【旧】	【新】
<u>I.</u> 計画策定にあたって	<u>第1章</u> 計画策定にあたって
<u>II.</u> 子ども・子育てを取り巻く環境	<u>第2章</u> 子ども・子育てを取り巻く環境
<u>III.</u> 子ども・子育て支援の基本的な考え方	<u>第3章</u> 子ども・子育て支援の基本的な考え方
<u>IV.</u> 子ども・子育て支援関連施策の体系	<u>第4章</u> 子ども・子育て支援施策の <u>体系と具体的な取り組み</u>
<u>V.</u> 教育・保育提供区域の設定	<u>第5章</u> 教育・保育及び地域子育て支援事業の <u>量の見込みと確保方策</u> <u>第1節</u> 教育・保育提供区域の設定
<u>VI.</u> 教育・保育施設の充実	<u>第2節</u> 教育・保育施設の充実
<u>VII.</u> 地域子ども・子育て支援事業	<u>第3節</u> 地域子ども・子育て支援事業
<u>VIII.</u> 計画推進体制	<u>第6章</u> 計画推進体制

〔修正2〕 「第5章 第1節 教育・保育提供区域の設定」の構成の変更

1) 「1 教育・保育提供区域について」の挿入

- ・教育・保育提供区域の説明文を「3 教育・保育提供区域の設定」より移項。
- ・「■教育・保育提供区域について」を新たに挿入。

2) 児童の分布と施設の立地状況を「2 社会的条件と施設の立地状況」でまとめる。

【旧】	【新】
	1 教育・保育提供区域について（新設）
	2 社会的条件と施設の立地状況（新設）
1. 6歳未満の児童の分布	(1) 6歳未満の児童の分布
2. 教育・保育施設、子育て支援施設の分布	(2) 教育・保育施設、子育て支援施設の分布
3. 教育・保育提供区域の設定	3 教育・保育提供区域の設定